

# 会 議 録

(1 / 3)

会 議 の 名 称	令和4年度 第3回坂戸市市民参加推進会議
開 催 日 時	令和5年1月26日(木) 午後1時30分 開会 ・ 午後2時05分 閉会
開 催 場 所	坂戸市文化会館 第2会議室
議長(委員長・ 会長)の氏名	柳澤智美会長
出席者(委員)の 氏名・出席者数	久保彰子委員、相馬洋子委員、 矢島秀章委員、福田千代蔵委員 計4名
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	越川求委員、町田早苗委員 計2名
事務局職員の 職・氏名	市民部 細田部長、柴崎次長 市民生活課 庄司課長、岡崎課長補佐、 関口係長、戸口主任
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 審議事項 (1) 答申(案)について (2) 令和5年度坂戸市提案型協働事業募集要領について (3) その他(提案型協働事業報告会の説明 ほか) 4 閉 会
配 布 資 料	・ 会議次第 ・ 資料1 答申書(案) ・ 資料2 令和5年度提案型協働事業 募集要領(案) ・ 資料3 他市の提案型協働事業採択例 ・ 資料4 令和4年度提案型協働事業報告会について ・ 市民参加推進会議委員応募要領

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p><b>1 開会</b></p>
	<p><b>2 挨拶</b> 柳澤会長挨拶</p>
	<p><b>3 審議事項</b></p>
事務局	<p><b>(1) 答申(案)について</b> 資料1について説明。</p>
会長	<p>答申について、資料1の答申書(案)でよいか。</p>
委員(全員)	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしということで、資料1の答申書(案)のとおり答申することとする。答申書については、2月7日(火)に、市長に提出する。</p>
事務局	<p><b>(2) 令和5年度坂戸市提案型協働事業募集要領について</b> 資料2、3について説明。</p>
委員	<p>(事業収入がある場合の補助金額については、補助対象経費から当該収入分を除いた金額が補助金額になる、とのことだが、)団体に物品等の供与があった場合、当該物品等も事業収入として扱うのか。</p>
事務局	<p>物品等は事業収入として扱わない。事業の参加費や寄附金等を事業収入として扱う。</p>
委員	<p>例えば、申請時の見込額に比べて、多くの寄附金が集まったら、その増加分も事業収入の対象となるのか。</p>
事務局	<p>最終的に集まった寄附金額が事業収入となる。その結果、補助金額に変更が生じる場合は、変更手続きをとっていただくことになる。</p>
会長	<p>審査について、公平性の観点から、自分の知る団体の申請があった場合、その委員は審査から外れるべきか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	<p>団体名簿に記載があるなど、申請団体と深く関わっている場合は、審査から外れるべきであるが、長年市内で暮らしていると様々な団体を知る機会が多くなるため、知っているというだけで線引きするのは難しいのではないか。</p>
委員	<p>団体に所属している、または、利害関係がある場合は、審査から外れるべきである。</p>
委員	<p>審査の際は、委員として公平性を保ち審議する。公平な審査が困難と思うのであれば、意思を尊重し、委員自らの申し出で審査から外れてもよいのではないか。</p>
委員	<p>審査する際、自分の知っている分野は、判断しやすいが、知らない分野だと、詳しくないが故に誤解した解釈をすることも等、審査が難しくなる点も考慮してほしい。委員それぞれの良識に任せることになる。</p>
会長	<p>点数を低くつけた事業が、結果的には良い事業になることもある。</p> <p>今後、審査に関わる基準について、事務局で検討していただきたい。</p>
事務局	<p>審査に関して関係者を除くとした場合、どこまでを関係者と見なすのか、今後検討していく。</p>
会長	<p><b>(3) その他(提案型協働事業報告会の説明 ほか)</b> その他について、何かあるか。</p>
事務局	<p>資料4について説明。</p> <p>(提案型協働事業報告会の講評順を決定。)</p>
事務局	<p>市民参加推進会議委員応募要領について案内。</p>
	<p><b>4 閉会</b></p>